

令和2年5月26日

各 学 部 長
地 域 創 造 学 環 長
光 医 工 学 研 究 科 長
創 造 科 学 技 術 大 学 院 長
電 子 工 学 研 究 所 長
グ リ ー ン 科 学 技 術 研 究 所 長
各 学 内 共 同 教 育 研 究 施 設 長
イ ノ ベ ー シ ョ ン 社 会 連 携 推 進 機 構 長
国 際 連 携 推 進 機 構 長
未 来 社 会 デ ザ イン 機 構 長
安 全 衛 生 セ ン タ ー 長
男 女 共 同 参 画 推 進 室 長
附 属 図 書 館 長
事 務 局 長
技 術 部 長
保 健 セ ン タ ー 所 長

殿

学 長

新型コロナウイルス感染症に関する出張等並びに私事による
海外渡航及び国内移動の取扱いについて（通知）【第4報】

標記については、令和2年4月16日付け「新型コロナウイルス感染症に関する出張等並びに私事による海外渡航及び国内移動の取扱いについて（通知）【第3報】」により通知しているところですが、新型コロナウイルス感染症に関し、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づく緊急事態宣言が政府から令和2年4月7日に発出され、同宣言の対象区域に属する都道府県が当初の7都府県から令和2年4月16日に全47都道府県となり、その後、令和2年5月14日に8都道府県に、さらに、令和2年5月21日に5都道府県となり、最終的には、令和2年5月25日に同宣言は解除されたところです。

これに関し、本学における新型コロナウイルス感染症に関する出張等並びに私事による海外渡航及び国内移動の取扱いについて別紙のとおり緩和することとしましたので、教職員に周知していただくとともに、遺漏ないようご対応願います。

なお、第3報からの主な変更点は下記のとおりです。

また、令和2年4月16日付け「新型コロナウイルス感染症に関する出張等並びに私事による海外渡航及び国内移動の取扱いについて（通知）【第3報】」は、本日をもって廃止します。

記

第3報からの主な変更点

- I 新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づく緊急事態宣言が全面解除されたことに鑑み、国内出張の取扱い及び私事による国内移動の取扱いを次表のとおり変更することとした。

本学の教職員の出張

下線は変更箇所

変更前（第3報）	変更後（第4報）
<p>1) 外国出張（日本と外国との間における出張及び外国における出張をいう。以下同じ。）については、当面の間、これを認めない。</p> <p>2) <u>国内出張（日本国内における出張をいう。以下同じ。）のうち、特定都道府県（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づく緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県をいう。以下同じ。）又は対象地域（新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態、非常事態等として、自主的な宣言が出された都道府県及び市区町村をいう。以下同じ。）を目的地又は経由地（経由とは、ある地点を通ることをいう。以下同じ。）とするものについては、当面の間、原則として、これを認めない。</u></p> <p>3) <u>2)に掲げる出張以外の国内出張については、必要性や感染リスク等を十分に考慮し、ご対応願います。</u></p>	<p>1) （同左）</p> <p><u>（削る。）</u></p> <p>2) <u>国内出張（日本国内における出張をいう。以下同じ。）のうち都道府県をまたいで移動するものについては、必要性や感染リスク等を十分に考慮し、ご対応願います。</u></p>

変更前（第3報）	変更後（第4報）
<p>本学の教職員の私事による国内移動のうち、<u>不要不急の帰省、旅行等により特定都道府県又は対象地域を目的地又は経由地として移動するもの</u>については、<u>極力避けるよう</u>求めます。</p>	<p>本学の教職員の私事による国内移動のうち<u>都道府県をまたいで移動するもの</u>については、<u>感染リスク等を十分に考慮し、ご対応願います。</u></p>

（本件担当）
 国立大学法人 静岡大学
 総務部職員課
 電 話 054-238-4419
 F A X 054-238-3274

新型コロナウイルス感染症に関する出張等並びに
私事による海外渡航及び国内移動の取扱い

出張等の取扱い

I 本学の教職員の出張

- 1) 外国出張（日本と外国との間における出張及び外国における出張をいう。以下同じ。）については、当面の間、これを認めない。
- 2) 国内出張（日本国内における出張をいう。以下同じ。）のうち都道府県をまたいで移動するものについては、必要性や感染リスク等を十分に考慮し、ご対応願います。

II 本学の教職員以外の者の出張

本学の教職員以外の者の出張については、I に準じて取り扱う。

III 出発前の上出張

既に発令した旅行命令等（本学の教職員の出張に係る旅行命令及び本学の教職員以外の者の出張に係る旅行依頼をいう。以下同じ。）であって、出発前のものである場合は、次のとおり措置するものとする。

外国出張 発令を取り消す。

国内出張 必要性や感染リスク等を常に考慮し、発令を取り消す必要があると認められた出張については、発令を取り消す。

IV 旅費のキャンセル料

旅行命令等の発令をこの取扱いに基づき取り消した場合において、旅費のキャンセル料が生じたときは、「新型コロナウイルス対応におけるキャンセル料等の取扱いについて（通知）」（令和2年2月28日付け財務施設部長事務連絡）に基づいて処理するものとする。

新型コロナウイルス対応におけるキャンセル料等の取扱いについて（通知）

http://okpc20.adb.in.shizuoka.ac.jp/nzaimu/n_zaimu1/kaikeikitei/97-1.pdf

【学内専用サイト】



V 研修

本学の教職員の研修（所属部局長等の承認を受けて勤務場所を離れて職務を行うものである）であって、旅費の支給が伴わないものをいう。）については、I 及びIII に準じて取り扱う。

私事による海外渡航の取扱い

I 本学の教職員の私事による海外渡航

本学の教職員の私事による海外渡航（出張又は研修によらず、帰省、旅行等のために外国に渡航することをいう。以下同じ。）については、当面の間、自粛するよう強く要請する。

やむを得ず私事による海外渡航をする場合は、渡航前に部局の総務担当に渡航計画（出発予定日、帰国予定日、訪問日、訪問予定国、訪問予定都市等）を報告するよう強く要請する。

私事による国内移動の取扱い

I 本学の教職員の私事による国内移動

本学の教職員の私事による国内移動のうち都道府県をまたいで移動するものについては、感染リスク等を十分に考慮し、ご対応願います。